

参考：国の制度の概要

「特定復興再生拠点区域」と「特定復興再生拠点区域復興再生計画」

「改正・福島復興再生特別措置法」（平成 29 年 5 月 19 日公布・施行）により新たに設けられた、帰還困難区域の復興・再生に向けた環境整備のための制度です。

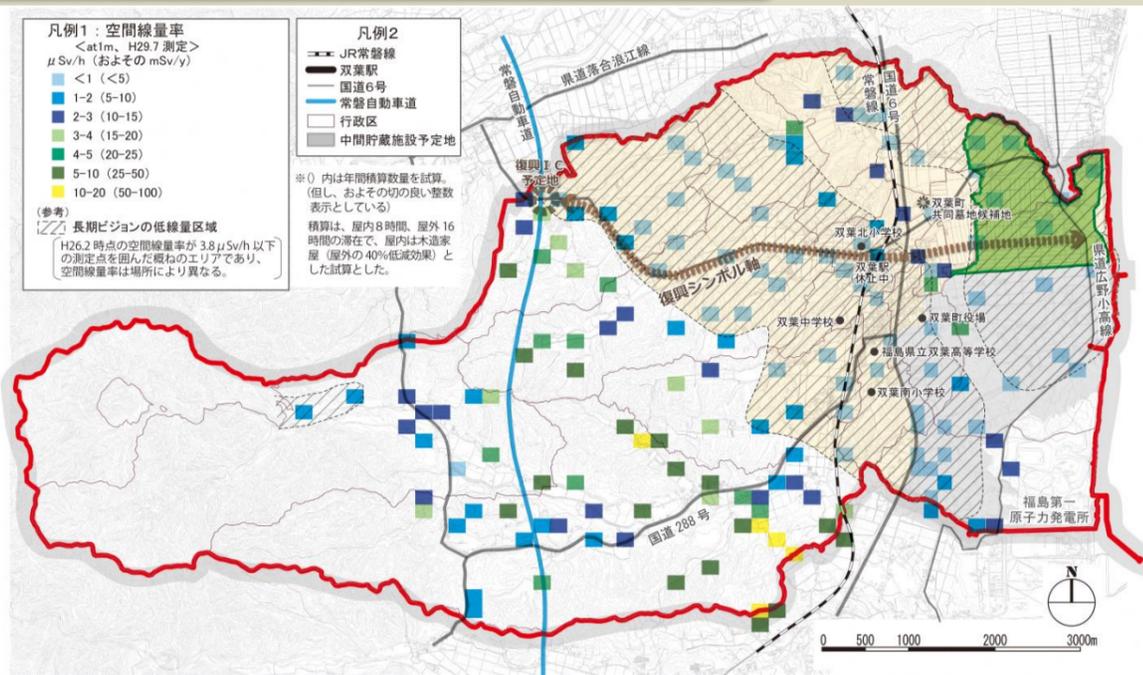
市町村長が、帰還困難区域のうち、概ね 5 年以内に避難指示を解除し、居住を可能とすることを旨とする「特定復興再生拠点区域」を設定し、その復興及び再生を推進するための計画（「特定復興再生拠点区域復興再生計画」）を作成し、内閣総理大臣の認定を受けることによって、区域内の帰還環境整備に向けた除染・インフラ整備等が集中的に行われます。

※ このような国の制度を活用し、一日も早い町の復興を果たすため、双葉町として作成した計画が、「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」です。

「特定復興再生拠点区域復興再生計画」を国が認定する際の基準

- ① 福島復興再生基本方針に適合するものであること
- ② 計画に記載された「特定復興再生拠点区域」が、以下のような一定の要件を満たす区域であること
 - ・放射線量が、除染等により、おおむね 5 年以内に年間 20mSv 以下に低減する見込みが確実であること
 - ・地形、交通利便性等の自然的・社会的条件からみて、帰還する住民の生活及び地域経済の再建のための拠点として適切であること
 - ・区域の規模や震災・事故前の土地利用の状況からみて、計画的かつ効率的な施設整備が可能であること 等
- ③ 計画の実施が、当該区域の復興及び再生の推進に寄与するものであると認められること
- ④ 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること 等

参考：町内全体定点放射線量率分布図（平成 29 年 7 月測定）



双葉町 復興推進課

住所 〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目 19 番地の 4

TEL 0246-84-5200（代表） FAX 0246-84-5212

ホームページ <http://www.town.fukushima-futaba.lg.jp/>

発行：平成 29 年 9 月



双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要



双葉町の計画の概要

「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の基本的な考え方

（1）双葉町の「特定復興再生拠点区域」の設定に関する考え方

双葉町では、双葉町の復興まちづくりに関する総合計画として策定した「双葉町復興まちづくり計画（第二次）（平成 28 年 12 月）」に基づき、将来的な町内全域の居住環境整備に向けた第一歩として、震災前の双葉町の姿やこれまでの復興まちづくり計画を踏まえて、双葉町の「特定復興再生拠点区域」を設定致しました。

魅力ある住環境と確固たる産業基盤を兼ね備えた町の復興を図るため、避難指示解除準備区域である両竹・浜野地区に「新たな産業・雇用の場」となる中野地区復興産業拠点の整備等を行い、町への人の流れを創出するとともに、JR 双葉駅を中心とする町内の低線量区域に「新たな産業・雇用の場」と連携した「新たな生活の場」の確保と「既成市街地の再生」を推進します。

（2）「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」の推進に関する考え方

平成 31 年度末の JR 常磐線全線開通や、平成 32 年度のアーカイブ拠点施設の供用開始を見据え、まずは JR 双葉駅を中心としたエリアの整備を先行的に行うとともに、**町内の避難指示解除準備区域と JR 双葉駅周辺の一部区域について、平成 31 年度末頃までの先行的な避難指示解除**を目指して取り組みます。

さらに、「特定復興再生拠点区域内」の整備を順次進め、**平成 34 年春頃までの「特定復興再生拠点区域」全域の避難指示解除**を目指して取り組みます。

双葉町全域の復興に向けた取組みの継続

現時点では高線量の区域を含め、双葉町全域の帰還環境整備と避難指示解除がなされるよう、帰還困難区域全域の避難指示解除への決意を「福島復興再生基本方針（平成 29 年 6 月）」において改めて示した国や県と連携し、町全域の復興に向けた取組みを中長期的に推進します。

双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要（平成29年9月 内閣総理大臣認定）

「双葉町・特定復興再生拠点区域復興再生計画」に関連する 主な事業

平成30年度（2018年度）
以降、順次供用開始



「新たな産業・雇用の場」の整備による
町への人の流れの創出

平成31年度（2019年度）の整備目標



交通インフラの整備と駅周辺等の先行的な
避難指示解除による往来環境の確保



駅周辺等の先行解除



東京オリンピック
パラリンピック

平成32年度（2020年度）の整備目標



情報発信拠点の整備による復興に関する
情報発信と町内交流人口の拡大



※写真はいずれもイメージです。



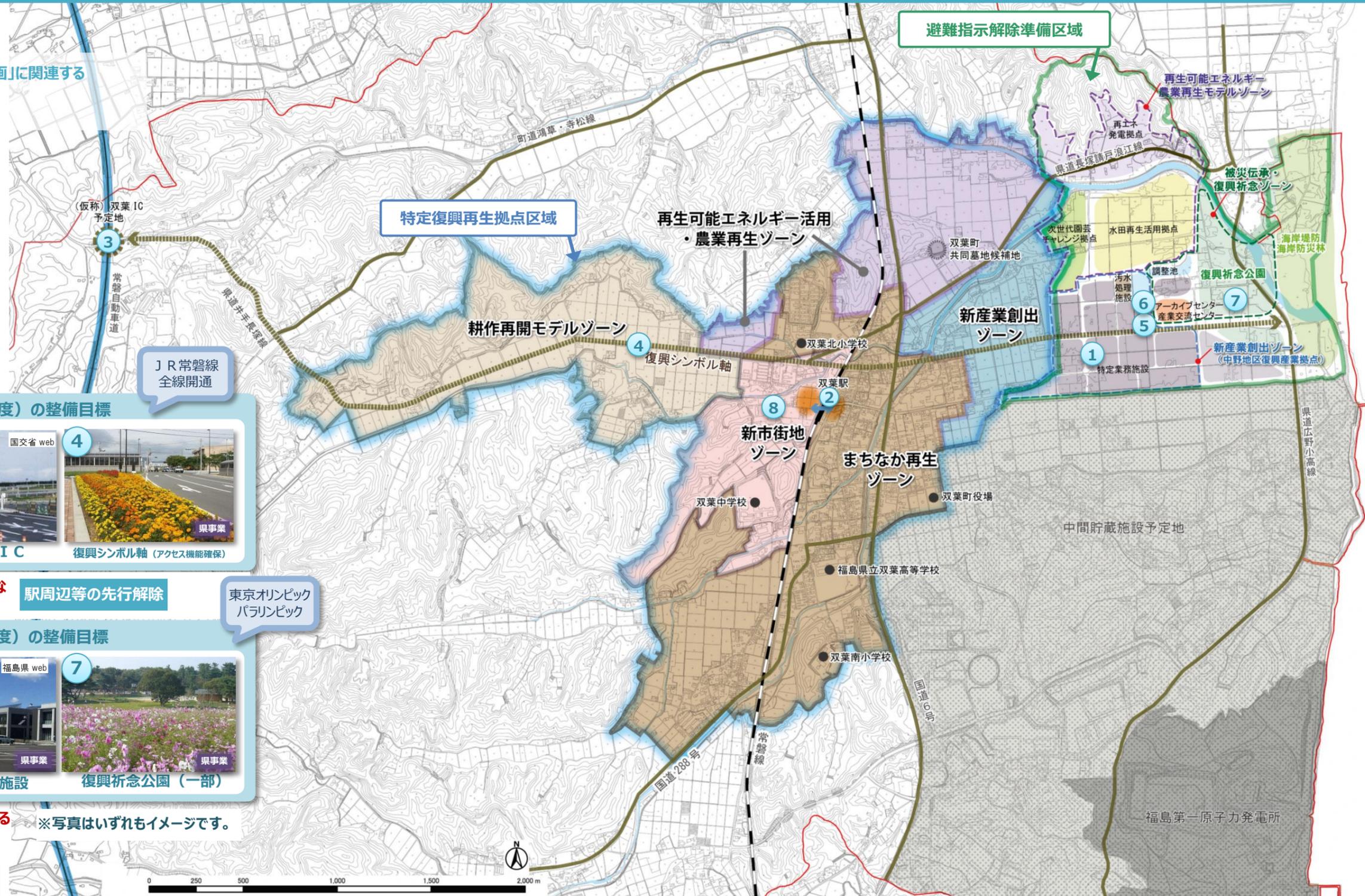
特定拠点区域全域の
避難指示解除

平成33年度（2021年度）の整備目標



「新たな産業・雇用の場」と連携した
「新たな生活の場」の確保・「既成市街地の再生」

平成34年春頃まで
双葉町への帰還開始を目指す



計画に関連する 主な取組

- まちなか交流拠点の再生
- 営農再開に向けた取組
- 公共・公益施設の再整備
- 商業施設等の再整備
- 生活道路、電気・通信の復旧
- 上下水道の再整備
- 空き地・空き家等の活用 等



広域図（双葉町全域）

計画期間	～平成34年8月
避難指示解除の目標	平成31年度末頃まで 避難指示解除準備区域と駅周辺の一部区域の 避難指示解除による立入自由化 平成34年春頃まで 特定拠点全域の避難指示解除による居住開始
避難指示解除から 5年後の居住人口目標	約2000人